事業者の皆様へ

教育庁総務政策局総務課

電子契約の導入

・電子契約とは、契約当事者が契約書のPDFデータに電子署名を入れて契約を成立させる、契約締結の手法です。
・紙の契約書の場合は、記名押印が契約成立の要件とされているが、電子契約では、電子署名を入れることが要件とされています。（地方自治法第234条第5項）
・電子契約により契約締結をするかどうかは、事業者の希望によります。

電子契約の特徴

■コスト削減
郵送費、封筒購入費、印刷費、収入印紙不要

■効率化
印刷製本作業不要、郵送作業不要

電子契約の流れ

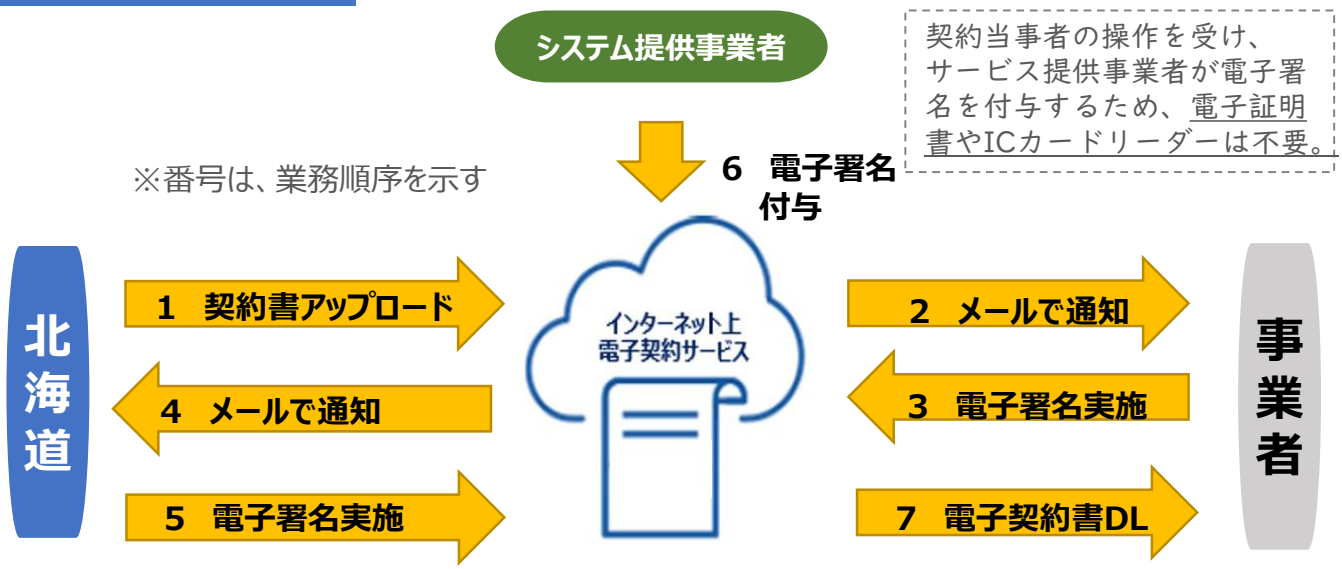

事業者が必要なもの

○電子契約同意書兼メールアドレス確認書、電子メールアドレス、ネット環境

サービス提供事業者

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

※困ったときは、下記にお問い合わせください。
「電子印鑑ＧＭＯサイン運営事務局」
電話番号：03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
メールアドレス：support@cs.gmosign.com